



編集発行人
河合 孝彦
税理士
社会保険労務士
〒910-0019
福井市春山1丁目9番13号
TEL 0776(22)0897(代)
FAX 0776(27)6199
<http://kawai.zei-mu.com>

2月

(如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日

日	11	25
月	12	26
火	13	27
水	14	28
木	1	15
金	2	16
土	3	17
日	4	18
月	5	19
火	6	20
水	7	21
木	8	22
金	9	23
土	10	24

2月の税務と労務

- 国 税** / 平成18年分所得税の確定申告 2月16日～3月15日
(還付申告は申告期間前でも受け付けられます)
- 国 税** / 贈与税の申告 2月1日～3月15日
- 国 税** / 1月分源泉所得税の納付 2月13日
- 国 税** / 12月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 2月28日
- 国 税** / 6月決算法人の中間申告 2月28日
- 国 税** / 3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 2月28日
- 国 税** / 決算期の定めのない人格なき社団等の法人税の申告及び納付 2月28日
- 地方税** / 固定資産税の第4期分の納付 市町村の条例で定める日

ワンポイント 推定相続人

被相続人が死亡すれば、最優先順位者として相続することが予定される法定相続人のこと。配偶者は常に推定相続人となり、血族関係では第1順位が子、第2順位が直系尊属(父母、祖父母、養父母等)、第3順位が兄弟姉妹であるため、最優先順位者である子が推定相続人となります。

在職 老齢 年金

六〇歳から七〇歳になるまでの間において、厚生年金保険の被保険者として在職している場合には、老齢厚生年金の支給調整が行われます。これは厚生年金保険の被保険者になれるのは七〇歳までと定められているためです。これが、平成十六年の年金改正により、平成十九年四月一日からは七〇歳以上の被保険者資格のない高齢者の老齢厚生年金についても年金額が支給調整される制度がスタートすることになりました。

この改正により在職老齢年金は、六〇歳台前半の在職老齢年金制度、六〇歳台後半の在職老齢年金制度及び七〇歳以上の被用者の老齢厚生年金の給付調整制度（以下七〇歳以上の給付調整といたします）に



区分され、それぞれの要件に応じて年金額が支給調整されることとなります。

これらの在職老齢年金の調整方法などについて説明します。

Q₁ 七〇歳以上の給付調整

今年四月から七〇歳以上の高齢者が在職していると、年金が減額されると聞きました。どの位減額されるのですか。

A 四月から新たに導入される七〇歳以上の給付調整は、厚生年金の適用事業所に使用される七〇歳以上の被保険者資格のない高齢者に支給される老齢厚生年金について、年金額と賃金に応じて、その全部または一部が支給停止されるというもので、調整方法は、六〇歳台後半の在職老齢年金（高在老）

と同じです（左図参照）。

つまり、総報酬月額相当額（1）と基本月額（2）の合計が四八万円を超えたときに、その超過分の二分の一が支給停止されるというものです。

- 1 総報酬月額相当額とは、その人の標準報酬月額とその月以前一年間の標準賞与額の総額を二で割った額とを合算した額をいいます（以下同じ）。
- 2 基本月額とは、老齢厚生年金の額（加給年金額及び繰下げ加算額を除く）を二で割った額をいいます。

Q₂ 実施時にすでに七〇歳以上となっている人

この制度が実施される時点で、すでに七〇歳以上となっている高齢者は、どのように扱われるのですか。

A 平成十九年四月一日時点で、七〇歳以上になる昭和十二年四月一日以前生まれの人は、この制度は適用されませんので年金の支給調整はなく、全額の老齢厚生年金が支給されます。

Q₃ 老齢基礎年金も減額対象か

老齢基礎年金も年金が減額される

ののですか。

A 七〇歳以上の給付調整により年金額が支給調整されるのは老齢厚生年金だけで、老齢基礎年金は全額受けられます。

Q₄ 七〇歳以上の賃金等の把握

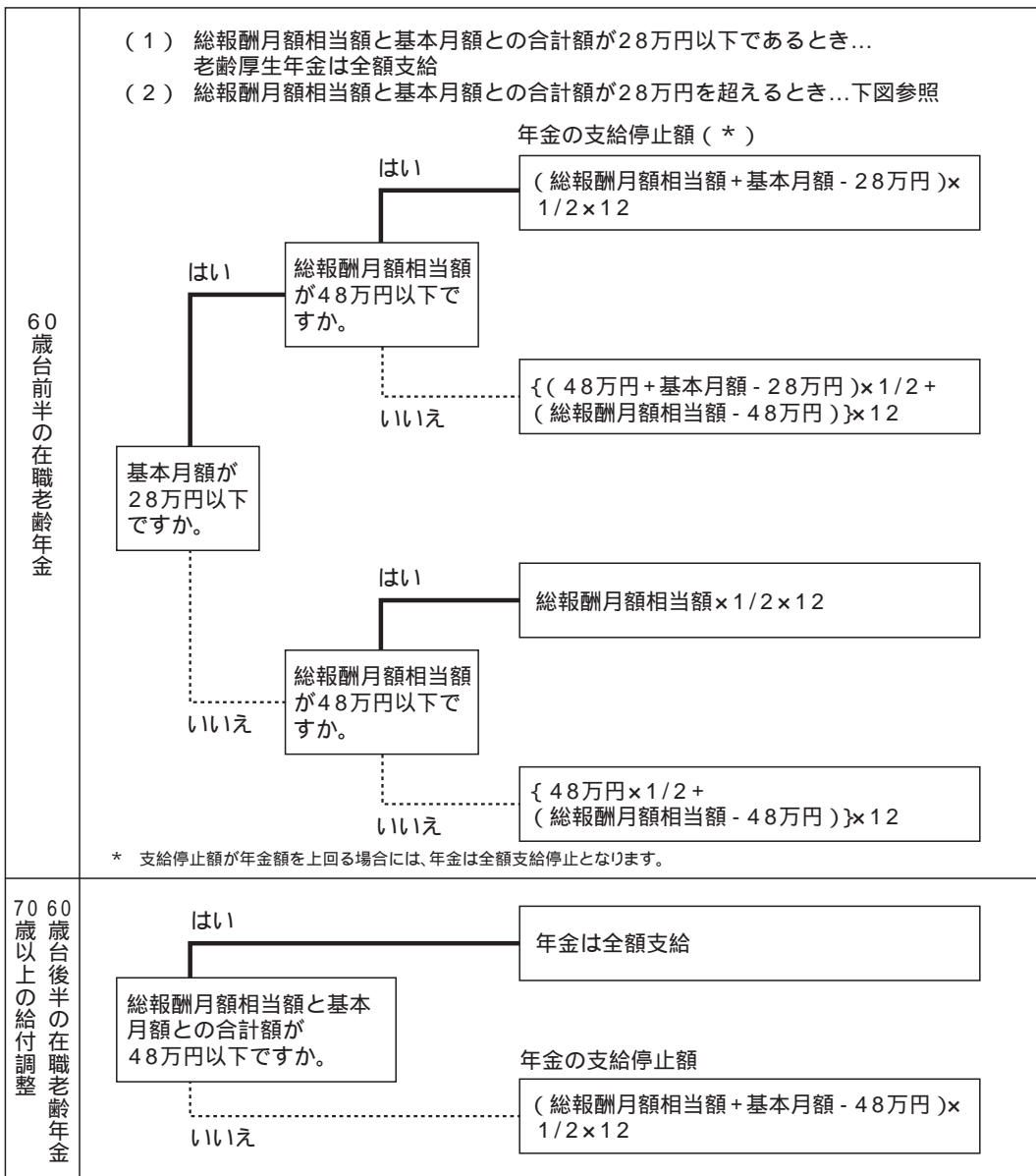
七〇歳以上の給付調整の基礎資料となる賃金などはどのように把握するのですか。

A 七〇歳以上の高齢者の調整額を計算する際に必要となる総報酬月額相当額を正確に把握するために、七〇歳以上で適用事業所に使用される人の報酬月額、賞与額に関する事項の届出（算定基礎届・月額変更届等）が事業主の義務となります。なお、昭和十二年四月一日以前生まれの人はこの制度の適用外ですので、届出は不要です。

Q₅ 七〇歳以後の期間は年金額に反映されるか

七〇歳以後の期間は、その期間を加えた分年金額が増えるのですか。

在職老齢年金の給付調整額の計算方法



A 七〇歳以後の期間は被保険者期間として算定されませんので、老齢厚生年金の額には反映されず、また保険料も徴収されません。

参考までに、六〇歳台前半の在職老齢年金制度と六〇歳台後半の在職老齢年金制度の概要を掲げます。

(1) 六〇歳台前半の在職老齢年金制度（低在老）

上記の場合、総報酬月額相当額と基本月額を足した額から二八万円を引いた額の二分の一が支給停止となります。わかりやすくいえば、税込みボーナス込み月収と年金月額の合計が二八万円以下の人は、全額の老齢厚生年金が支給されるといふことです。

(2) 六〇歳台後半の在職老齢年金制度（高在老）

高在老は、総報酬月額相当額と基本月額の合計が四八万円を超えたときに、その超過分の二分の一が支給停止となります。

ただし、老齢基礎年金及び経過的加算額については全額支給されます。

支給調整される助成金

一定期間内に、解雇等事業主都合により雇用する被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く）を離職させたり、3人を超え、かつ、その雇入れ日の被保険者数の6%超の特定受給資格者である離職者を発生させた事業主には、助成金は支給されません。その具体例を掲げます（（ ）内は問い合わせ先です）。

特定就職困難者雇用開発助成金（ハローワーク）

就職困難者（高齢者、障害者等）をハローワークなどの紹介により雇い入れたとき

試行雇用（トライアル雇用）奨励金（同上）

中高年齢者や若年者などの求職者の適正や能力などを見極め、常用雇用へのきつかけとすため試みに短期間雇い入れたとき

多数継続雇用助成金（第 種）（（独）高齢・障害者雇用支援機構）

第 種（65歳以上までの継続雇用制度の導入等を行ったときに支給される）受給事業主のうち高齢者を全体の15%超雇用しているとき

中小企業基盤人材確保助成金（（独）雇用・能力開発機構都道府県センター）

都道府県知事の認定を受けた改善計画に従い、新分野進出（創業、異業種への進出）等を目指す中小企業事業主が、基盤人材を新たに雇い入れ、またはそれに伴い基盤人材以外を新たに雇い入れるとき

地域雇用促進特別奨励金（都道府県労働局職業安定部）

各地域で、求職者等を雇い入れることに伴い事業所等を設置・整備したとき

地域高度人材確保奨励金（同上）

同意高度技能活用雇用安定地域で、5人以内の高度技能労働者を受け入れると同時にその地域に居住する求職者を高度技能労働者と同数まで雇い入れるとき

年金手帳の添付が不要に

事業主等が社会保険事務所に提出する下記のものについては、電子申請の促進及び事業主等の負担軽減の観点から、事業主等が年金手帳などに係る届書の記載内容（基礎年金番号、氏名など）に誤りがないことを確認後は、年金手帳などを被保険者に返し、届け出る際には添付しなくてもよいこととされました。

健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届

健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更（訂正）届（事業主が年金手帳等に変更後の氏名を記入すること）

なお、厚生年金保険被保険者の住所変更の届出については、国民年金第3号被保険者の住所変更届（「国民年金被保険者住所変更届」）と併せて届け出ることができるようになりました。

国民年金第3号被保険者の資格取得・種別変更・種別確認（3号該当）、資格喪失及び住所変更の届出（第3号被保険者の氏名変更については年金手帳を添付）

現況届の提出が原則不要に

年金給付の受給権者の生存等を確認するために、毎年一定期日までに提出することとされていた「年金受給権者現況届」について、住民基本台帳ネットワークシステムを活用して現況確認を行うこととされました（住民票コードを確認できない人、海外在住者などを除く）。これにより、現況届の提出が原則として廃止されました。

なお、現況届と併せて確認を行っている加給年金額等対象者との生計維持関係、障害の程度等については、現行どおり現況届とは分離して届け出ます。

生計維持の確認が必要な人

「生計維持確認届」を提出
障害の程度の確認

医師による診断書の提出

これらを提出しないときは、については加給年金額等のみ、は年金の支払が一時停止されません。